

＜例6＞ B7 昭和36年4月以降の国会議員だった期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間）

S36.4.1	S55.4.1	S61.4.1
適用除外期間	国民年金任意未加入	第1号被保険者
合算対象期間	合算対象期間	

法附(60)8⑤-8

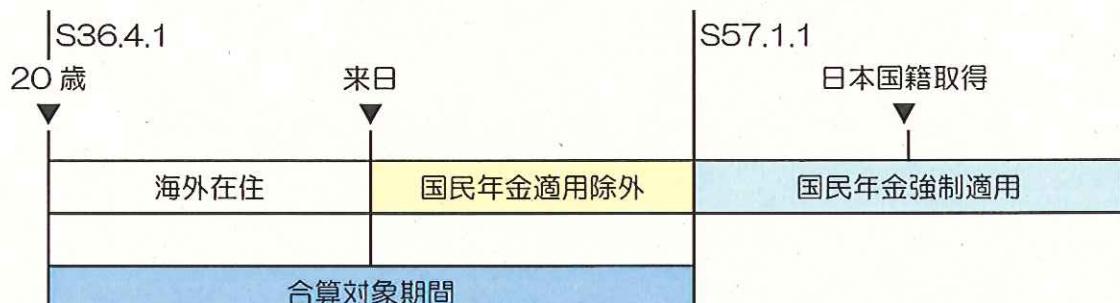
B8 昭和37年12月以降の地方議員であった期間（昭和37年12月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間）

法附(60)8⑤-8

国会議員は、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間は、国民年金の適用除外とされていました。

昭和55年4月1日からは、任意加入ができることとなり、昭和61年4月以降は、強制適用となりました。

＜例7＞ B9 日本国籍を取得した方、または、永住の許可がされた方の取得、承認前の期間であった昭和56年12月までの在日期間

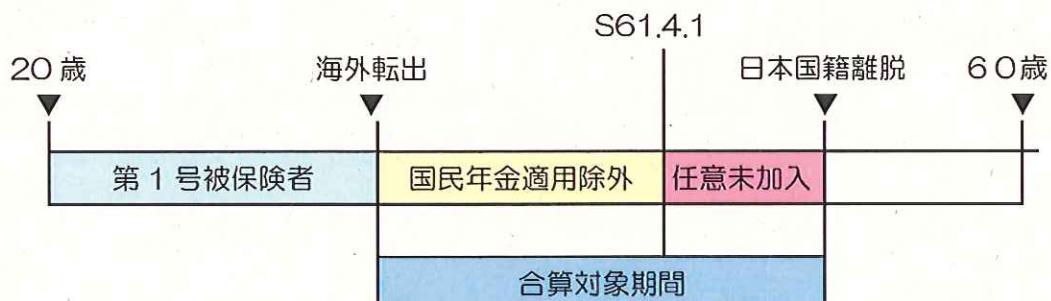


法附(60)85-10 法附(60)85-11

昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間は、日本国民以外は、加入できませんでした。しかし、昭和57年1月1日以後は、国籍条項が撤廃され、日本国内に住所を有していれば、被用者年金制度の加入者以外は、国民年金に加入することができることとされました。そこで、日本国民でないことにより国民年金に加入できなかった期間は、合算対象期間とされました。

また、永住の許可を受けていた者が本国に帰国するなどした場合であっても昭和56年12月以前の国民年金適用除外期間は、合算対象期間となります。

＜例8＞ B10 日本人であって海外に居住していた期間（国籍離脱した場合）



法附(60)85-9

日本国籍を有する者が日本国内に住所を有しない期間のうち、昭和61年3月以前は任意加入できなかった期間であり、昭和61年4月以降は任意未加入期間であることから、いずれも合算対象期間となります。したがって国籍離脱するまでの間は、合算対象期間となります。